

特別なニーズ教育とインテグレーション学会
(SNE学会)

会報 第11号

2002年5月

特集 SNE学会第7回大会(弘前大学)報告

目次

第7回研究大会を終えて(安藤房治) p.1

課題研究

学校教育法第6章をいかに改訂するか(荒川 智) p.2

後期中等教育段階における「特別な教育的ニーズ」の実態と教育実践の課題(窪島務) p.3

ワークショップ

高等部・専門学校の特別なニーズのある生徒の実態と対応(窪島務) p.3

特別なニーズ教育と障害児学校・障害児学級の教育実践Ⅱ(新井英靖) p.5

養護学校の再生Ⅱ(明官 茂) p.5

<報告>

ピーター・ミットラー氏講演 p.7

「インクルージョン教育への道—特別支援教育をどう進めるか—」を聴いて(猪狩恵美子)

<寄稿>

地域における情報交換の場づくりと養護学校の役割—地域連絡会の実践(清水 聡) p.8

2002年度第8回研究大会要項 p.18

2002年度6月中間研究大会(福島大学)別紙

第7回研究大会を終えて

安藤房治(弘前大学)

昨年10月13日から14日にかけてSNE学会第7回研究大会が弘前大学で開催された。SNE学会々員で県外からの参加者は79人であり、青森県内から教育講演と公開シンポジウムに201人の参加があった(両日参加者と1日参加者が含まれる)。この他に、ボランティアとして協力した学生が26人、準備委員が15人いた。総計321人の関与があったことになり、規模の面で研究大会として大きく成功したと言える。

研究大会の内容について振り返って見よう。第1日目の教育講演Ⅰは、山口薫氏の「特別支援教育とは」であった。山口氏は特別支援教育の在り方について具体的な提言を行った。教育講演Ⅱは、田中良三氏の「LD児の青年期と自立」であった。田中氏は、愛知県にあるLD児のための高校(無認可)見晴台学園の園長としての実践経験を踏まえた講演を行った。講演終了後のビデオ上映にも多数が残ったことにも関心の高さが伺えた。2日目のシンポジウムは、LD児との

関わりがそれぞれ異なる3人の方々の提案があった。栗林氏は「診断と医療・福祉」のテーマで話し、「適切な診断が施され、その診断に見合う教育、療育環境が提供されるシステムの構築の必要性」を強調した。県総合学校教育センターの古川氏は「教育的支援の在り方」について「教育全体の正しい理解と個別的な対応が基本」であると指摘した。青森LD親の会「こんべいとう」の江部夫妻は「LD児等への優しい中学、高校の整備」などを訴えた。

学会研究委員会が企画した課題研究は2つであった。課題研究Ⅰは「学校教育法第6章をいかに改訂するか」、課題研究Ⅱは「後期中等教育段階における『特別な教育的ニーズ』の実態と教育実践の課題」であった。

さらに、会員の研究発表、交流という側面でもこれまでの大会と同様活発な発表があった。自由研究は〈原理・歴史〉に5件、〈特別なニーズ教育の実践〉に5件、〈教育制度・政策・運動〉に5件、〈教育内容・方法〉に6件の発表があった。ワークショップとして5グループの企画があった。ワークショップⅠは「高等部・専門学校の特別なニーズのある生徒の実態と対応—実践的研究の方法について—」、ワークショップⅡは「特別なニーズ教育と障害児学校・障害児学級の教育実践Ⅱ—特別な教育的ニーズをもつ子どもたちの『主体的学習』を考える—」、ワークショップⅢ「養護学校の再

生Ⅱ～これからの養護学校の役割とは何か—」、ワークショップⅣ「通常学級で学習に困難を示す子どもに対する支援体制—校内支援体制及び支援体制としての学外の専門家との連携—」、ワークショップⅤ「通常学級における病気療養児へのサポートと特別ニーズ教育」であった。

第7回大会プログラムの中の「教育講演」と「公開シンポジウム」を「つがるLDを考える会」（筆者が会長）の第3回学習会として取り組み、参加を呼びかけたことにより、青森県内からの一般参加者が多数あった。LD児等への支援に関して県内でこの種のシンポジウムが開催されたのは初めてのことであった。大会は青森県における特別なニーズ教育に対する様々な影響を与えている。教育講演を聴いた弘前市内のある小学校養護教諭はその後勤務校で特別支援教育のシステム作りを手がけ本年度から全校的に実施している。シンポジウムでも発言した八戸市内の情緒障害学級担任教師はその後同地域でLD/ADHDへの理解を広め、支援する組織を立ち上げた。第7回大会は、学会内の研究交流、課題研究という点での成果があったことは言うまでもないが、開催地域での特別なニーズ教育拡大に影響を与える点での意義もあったと言える。

課題研究Ⅰ

学校教育法第6章をいかに改訂するか

荒川 智（茨城大学）

周知のように、昨年の省庁再編にともなって文部省特殊教育課が文部科学省特別支援教育課へ名称変更され、調査研究協力者会議の「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）がだされるなど、「特殊教育」から「特別支援教育」への「転換」が打ち出されている。特別支援教育それ自体の考え方や具体的な中身については、なお検討すべきことが多いが、こうした方針を具体化するためには、法制度上の整備が不可欠となる。

そこで本企画では、現在の学校教育法の「特殊教育」関わる規定をどのように改訂すべきなのか、いくつかの私案を提起していただき、具体的な議論を深めることとした。

山口薫氏の提案は、義務教育段階ではすべての子どもの学籍を通常学級へ一元化し、同時に特別支援学級や特別支援教育センターで必要な支援を行うというものである。したがって、学校教育法で規定される障害児学校は、「高等盲学校、高等聾学校、高等養護学校」のみとなる。

渡部昭男氏の提案は、学校教育法が「特殊教育」以外は学校種別の章立てを原則としているのに従い、第6章を「特別支援学校」にし、「特別支援学級」や「学習支援室」「学習支援教諭」について、小学校など各学校の章に分散・統合して規定するものである。特別支援教育センターや訪問教育の規

定を第6章に設けるとしている。

清水貞夫氏の提案は、現行法の規定のしかたに沿いつつ、アメリカの考え方も参考にして特別支援学校の目的を「特別な教育指導と特別なサービス」の提供におくことなどの必要な改訂を試みたものである。特徴的なのは、「盲者」「聾者」と「その他の特別なニーズ児」に大別していることである。前者のカテゴリーが教育方法を明示していること、出現率から地域密着型教育機関が用意しづらいことなどがその理由である。

フロアーからも沢山の質問や意見が出された。特別支援教育における専門性の問題はどのように位置付くのかという疑問、「安上がり」政策になるおそれはないかという懸念、「特別支援学級」などの設置は任意か義務化といった具体的な問題など、それらは多岐にわたり、ここでは到底整理できるものではない。また、三者の提案をつきあわせてそれぞれの妥当性を吟味するまでには至らなかった。学校種によっても抱えている問題の性質がかなり異なっていて、そのことを法律改正にどのように反映させていくか、今後の課題である。また関連法令との整合性など、詰めるべき課題も多いが、他方で基本的な理念や原則については学会として緊急に一定の方向性を示さなければならないであろう。

課題研究Ⅱ

後期中等教育段階における 「特別な教育的ニーズ」の実態と教育実践の課題

ワークショップⅠ

高等部・専門学校の特別なニーズのある生徒の実態と対応

窪島 務（滋賀大学）

近年、義務教育段階における棟別なニーズ教育については、文部省特殊教育課の名称変更にも見られるように変化が起きている。後期中等教育段階のSNEについては、義務教育でないこと、障害児学級の設置がないことなどによって大きく立ち後れている。その実態は学校間格差もあって、「底辺」部分には義務教育学校以上にSNEを有する生徒が累積している実態があり、その対応は現場の努力に任されている。しかし、不登校、学習障害、多動、さらには青年期的精神疾患など近年急速に問題が深刻化している。大阪府のように、教育委員会が高等学校における障害児教育を行うことを表明していることも出ている。その内実を正確に把握し、本当に生徒のニーズに応じたものになりうるのかどうか、的確な判断をする必要がある。また、義務教育終了と共に学校を離脱した人についても、自己選択の進路として割り切って良いのかどうか今後の課題である。学会がこれらの課題に正面から取り組むのははじめての経験であろう。他の学会との連携も含めてさまざまな可能性を模索する機会になることを期して本課題研究が設定された。それぞれの報告を通じて、高等学校段階の生徒の中に、さまざまな特別なニーズのある生徒がたくさんいること、しかも相当な配慮を必要とし、その対応はほとんど学校現場に任されていることが明らかになった。その中で、大阪の動向は注目された。

報告1 高等学校における特別なニーズの実態と課題

（報告者：熊谷直樹、新潟県立黒埼高等学校）

「底辺校」には、さまざまな生徒がいるが、教師は全く特別なニーズに関する知識がない中で悪戦苦闘している。社会や国語など論理的な展開が必要な教科では優れた能力を発揮するが、身体を使う活動では極度に消極的な姿勢を示すA君は教師が専門家の診断を受けることを進めた結果、大学病院で「発達性協調運動障害」と診断された。ややもすれば、「教師の質問に答えない生意気な生徒」「好きなことしかしないわがままな生徒」「何を言っても反応しない自分の殻にこもっている変な生徒」と切り捨てがちになる生徒である。イジメが原因で不登校になったYさんは、イジメによるトラウマ、

転換性ヒステリー、卒倒、身体のしびれ、意識喪失、過呼吸、視力低下（視野狭窄）、脱力感、腎機能障害、肝機能障害、食欲喪失を引き起こしていた。進路指導室を居場所として登校するようになったが、リストカットをするようになった。こうした生徒を抱える高等学校にはスクールカウンセラーの配置が大きな役割を果たした。相談室担当教師を中心に学校全体で生徒の実態を把握して適切な取り組みをおこなった報告であったがその後、スクールカウンセラーは教育委員会によって引き上げられてしまった。専門家がいなかった学校で教師を以下にサポートしていくのか、大きな課題である。

報告2 大阪府における知的障害者の高校教育保障の課題 （報告者：富永光昭、大阪教育大学）

大阪府は学校教育審議会で平成11年1月22日、「ノーマライゼーションの動向等に対応した養護教育のあり方について」を答申し、平成13年度から4高校で試験的に知的障害者の入学を募り、実践的研究を行うことになった。学校教育審議会では、1、高等学校への新たな学科またはコースの設置、養護学校や養護学級の制度・機能の活用をはかること」が提起されていたが、実施に向けそれらは深められず、集団による教育保障の観点は薄くなった。2、人的支援の必要性が指摘されながら、最低限の教員加配にとどまった、3、研究校の対象として地域の中学校との連携、仲間作りが重視されているが、学習保障の観点が軽視されている、4、研究校が普通高校に偏り商業科や農業科などに広げられていない、5、今後の方向は調査研究校の実践研究と連絡協議会の議論にゆだねられ、明確になったいない。指導内容、方法は研究校にゆだねられ、現状では抽出指導を行う学校から、抽出指導は全く行わない学校まで多様であり、抽出する場合でも時数、内容はいろいろである、系統的集団的指導がどれだけ保障されるかも問題となる。総合制学科の取り組みが期待される。

報告3 専門学校（高等専修学校）におけるSNE児の実態と指導 （報告者：安達俊昭八州学園）

専修高等学校は、専修学校設置基準により基づいて設置さ

れ、「中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて職業もしくは実生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ること」を目的としている。(学校教育法82条の2, 3)

八州学園高等専修学校は3年制の全日制の商業科で、高校の教科書を使い1日6時間の授業がある。平成4年以降15歳年齢の減少と通信制高校の設置により生徒数が減少する中でこれまでにない生徒像が浮かび上がってきた。例えば、マッティングや球技ができない、ルールを無視する、国語、算数の落ち込みの激しさ、文章が書けない、文字の稚拙さ、仲の良い友達とのけんか、授業中の私語。そんな中で教師はLDについての勉強をはじめ、学校とは何科を問い直した。学力を学校で学んだことが社会に出たとき生きるもの、LDやADHDに対しても、目の前にいる生徒に必要な教育をすることが学校の使命であろう、個性に合わせ、自尊心を傷つけない指導、自信の持てることを仲間とともにやっていけることが大切である、というようなことを検討してきた。2001年度でみると、51人中LD(ADHDを含む)8人、LD以外の不登校12人。

通常教育の中で可能な限り個別的ニーズに対応した教育システムは、教職員の専門性はもちろんのこと保護者、地域の人々の理解、義務教育機関との適切な引き継ぎ、が成り立っていく。一法人としてどこまでできるか、限界も感じながら実践している。

報告4 高等専修学校生徒の読み書き及び疲労の実態

(報告者：窪島務、滋賀大学)

今日、後期中等教育段階においても障害を有する生徒、学習障害、多動傾向、読み書き障害、思春期的病理など様々な問題が増加している。特別な教育的ニーズという観点から後期中等教育段階の生徒の発達課題を明らかにし、教育指導のあり方、方法、制度のあり方などを明らかにすることが必要である。ここでは、高等専修学校、専門学校における生徒の調査を行ったので報告する。

目的：読み書きを中心とした学習困難の実態、学習困難と疲労の関係、学習困難と自己意識の関係を調査する。

対象：高等専修学校1、専門学校1の全学級生徒、232人。

方法：質問紙法による調査、担任教師に依頼して学級指導の一部を使って実施した。

結果：「教師が個別指導を必要とする」と判断した生徒をSEN群とすると、学年により大きなばらつき、学校による差(O校12%、Y校18%)、性別は1年生のみ有意差があった(χ^2 検定、5%水準)。

小学校時代の自己申告による困難と現在の困難を比較県とした結果、小学校時代の学習困難は有意に減少しているが、「コミュニケーションの問題」は減少しておらず、高校段階まで引き継がれていることが明らかになった。「よくある」

が10%を超えた項目は「人のいうことを聞き間違える」「何度いっても道順を覚えられない」「言いたいことがあるのにうまく言えない」「エレベーターなどがあるとやたらとさわりたくなる」「方角がわかりにくい」「忘れ物が多い」「本を読むとき、行を読み飛ばす」「読むとき、次を抜かすことがある」「ノートを写すのが苦手」「身辺に変化(新しいところへいく、急に予定が変わるなど)があると、落ち着きを失う」であった。「方がにている字を書き間違える」「短い時間しか集中できない」も多かった。

教師の判定と生徒自身の自己申告との関係は一致度が低かった。教師がSENはないと判断している生徒のうち、26.2%の生徒が自己申告で学習と行動にかなりの困難を感じていた。これは、生徒が自己認識ができていないという問題、専門学校、底辺校の生徒は全体がSENを持っているといってもよく、相対的な判断の難しさの表現でもあり。教師によるSENの判断について方法的検討が必要であることが示唆された。

以上の報告を受けて議論がおこなわれた。尚、この課題研究の議論はそのままワークショップに引き告がれたので、議論は併せて報告する。

- ・生徒のSENの判断の難しさについては、高校には診断する能力がない、専門機関との連携が必要、高校の存続問題があり、誰でも入れる状況がある、困難はますます増加している。
- ・学校だけで対処できない問題がある、50名中5人が医療機関に通っている。
- ・大阪の高等学校の動向については、今後、領域別(総合科、普通科)、障害別(知的、病弱など)、テーマ別(修学年限、人的支援、内容・方法、教科論、抽出問題など)がある。
- ・教員養成課程の科目の中にニーズ教育の科目がない。
- ・青年期教育としての問題
- ・学習障害では、学習の困難に小・中学校で対応すべき。
- ・高校制度が変わっても、底辺校では入ってくる子どもはかわらない、SENの観点から、後期中等教育のあり方を検討する必要がある。
- ・私学では子どもの自立を目標にした教育に変えていく必要がある、学校がかわらなければならない。
- ・総合学科は、子どもから出発すると少人数、適切な科目の設定が可能ということがある。
- ・視覚障害では進学校で対応ができていない。
- ・エリートインテグレーションではそうだが、国際的にもインテグレーションは普通校ないし底辺校の問題が中心になっている。
- ・大阪でも名乗りを上げた学校は進学校である。
- ・養護学校でないと本当の少人数は不可能。
- ・今後、テーマ別の検討が必要、学習保障に限って議論するなど。

ワークショップⅡ

特別なニーズ教育と障害児学校・障害児学級の教育実践Ⅱ ～特別な教育的ニーズをもつ子どもたちの「主体的学習」を考える～

新井英靖(茨城大学)

平成14年度より「総合的な学習の時間」が完全試行される。「総合的な学習の時間」では「自ら考え、主体的に解決する能力」の育成が求められているなど、近年の教育界では「子どもの主体性」が重視されている。しかし、「子どもの主体性」を重視した教育実践は何も「総合的な学習の時間」だけではなく、すべての教科・領域において重要なことであると考えられる。そこで、本ワークショップでは、「特別な教育的ニーズ」をもつ子どもに対する「主体的学習」とはどのようなものであるか、あるいは「主体的学習」を重視した教育実践のあり方とはどのようなものであるのかについて検討することとした。報告では、知的障害児と肢体不自由児の実践報告とし、対象とする障害は重度の子どもから軽度の子どもまで、また対象とする授業も「総合的な学習の時間」と教科「国語」における「主体性」とは何かについて幅広く検討することで特別なニーズ教育における「主体的学習」のあり方を検討したいと考えた。

まず、高橋浩平会員(東京都立世田谷区立鳥山小学校)より「総合的な学習の時間」の実践から、重度・中度の知的障害をもつ子どもの「主体的学習」に関する授業設計について報告があった。そこでは、「いのちの授業」の中で生きている魚を教材として、五感を使って「生きていること」を実感させることや、水などの子どもの興味を持っているものをはじめに目の前に提示することで主体的な活動を引き出すことができると報告があった。続いて、初谷和行会員(筑波大学附属桐が丘養護学校)より知的ボーダーの子どもの漢字指導から子どものやる気を引き出す授業づくりについて報告があった。ここでは、「主体的」という用語の定義として「何のためにやるのか」という目的が選択的に提示されていること、その目的に到達するまでの手段や方法についても選択的に提

示されていること、目的と手段が行為主体の判断で行われていることの3点が重要であるということ、さまざまな漢字ゲームの実践を通して報告された。

最後に、三浦光哉会員(山形大学)からは前2者の報告を受けて、特別なニーズ教育において「主体的学習」をどのように考えるかといった原理的な提案があった。ここでは、「主体的」であることは学習指導要領などにも明確な定義はなく、用語そのものは大変あいまいであること、しかし、「主体的であること」を判断していくキーワードは探していけるといった報告があった。

こうした報告を受けて、フロアからは主体的学習を引き出すための集団の意義や重度の子どもの「主体的」の見取り方、あるいは始めは学習課題でないものに興味があった子どもが、指導を経ていくうちに主体的に学習していくようになる過程はどのようなものなのかといった点から議論が進められた。特に重度の子どもの「主体的学習」のためには繰り返し同じような展開で授業を行うことが重要であるが、それを「復習」として考えるのではなく、「初出の授業」として行う気持ちで授業を展開し、重度の子どもその授業の発見や気づきを見逃さないことが大切であるといった意見が出された。

本ラウンドテーブルはテーマ設定が「主体的学習」という多少あいまいなものであったため、明確にされたことは少ないかもしれないが、教育実践現場で大きな価値がおかれている「主体的学習」とは何かについて深めていくことは重要であるといったまとめで閉会した。今後とも、特別な教育的ニーズをもつ子どもの実践を通して「主体的学習」を引き出す授業展開などについて検討していきたいと考える。

ワークショップⅢ

養護学校の再生Ⅱ

明官 茂(東京都立羽村養護学校)

第6回研究大会で「養護学校の再生」を企画し、現在の養護学校教育の問題点、今後の養護学校のあり方、障害児教育全体の中でこれから養護学校に求められていること、等について話し合いがなされた。議論の中から、これからの養護学校の役割については現在のものと変わっていくことが予想される。次の年の6月の中間集会では、文部科学賞教科調査官

石塚氏の「21世紀の特殊教育の在り方」の報告で養護学校の地域のセンター化の役割が示されるとともに、午後の分科会では養護学校の役割についての話し合いがなされた。

今回のワークショップⅢでは、それらの議論に引き続き、地域との連携の在り方や養護学校の専門性をどうとらえ教職員の力量を付けていくか等の議論を深めたいと考えた。提案

は、筑波大学付属桐ヶ丘養護学校の清水聡氏、東京学芸大学の渡辺健治氏、都立羽村養護学校の明官茂が行った。

清水氏は、「『地域』をキーワードとする養護学校の役割—肢体不自由養護学校におけるセンター化構想とそのゆくえ—」との題で、桐ヶ丘養護学校が行ってきた「地域連絡会」設立の取り組みを報告した。

桐ヶ丘養護学校内の研究グループ「桐ヶ丘教科研」は通常学級に通う肢体不自由児の教育に対して、各学校からのアンケートを取り、通常学級の教師が養護学校に求める具体的なニーズは何かを調査した。アンケートによると、通常学級の教師からは、医療的配慮事項などの多くの専門的知識や特殊教育関連の情報不足を感じている一方で、保護者からは卒業後における地域での生活スタイルに関する広範囲な情報不足を感じていることが分かった。情報不足に対する地域での相談支援体制の整備が求められ、介護面や学習面を中心とする具体的なニーズに応える術を持たない養護学校の存在意識が問われることも予想される。「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告においても養護学校のセンター化構想が述べられ、「地域」は重要な意味を持つてくる。そこで、情報提供や交換の場を設け、養護学校の存在を知らしめ養護学校が地域の還元していく手がかりを考える上で、「地域連絡会」創設を考えた。その後2年半をかけて準備を重ね、平成12年4月から定例会を開催できるようになった。

地域連絡会は、報告時点で4回開かれ具体的な問題について話し合いが行われている。障害児応じた指導・生活、障害児を取り巻く専門家同士の連携の在り方、これからの教育課題など、今後幅広い役割が期待されている。

渡辺氏は、「障害児の地域教育計画についての研究」の中で、障害児教育に対する地域の教育力を分析し、養護学校の役割を検討した。養護学校の中でも、地域との関係が深いと思われる、市町村立の養護学校の地域との関係を調査したが、必ずしもすべての養護学校で地域性を意識した活動が展開されていないことが明らかになる。渡辺氏は、市内の障害児教育を充実させるときに、専門性から養護学校に中心的な役割が期待されるが、養護学校自体に総体（管理職の考えも含めて）として教育を展開する力が存在するときセンター化構想が推進されていると予想する。

具体的な課題として、養護学校の力はあるが、すべてがよいわけではない。少子化により入学者は増えず、実践の低迷につながっている。個別指導計画等の充実による実践の高まりが必要である。また、センター化構想の問題点は、教師の時間の保障をどうするか、カウンセリング技術の獲得や、コーディネイト能力が要求される等はどう答えるかである。その他にも、養護学校という名称をどう変えていくか、小・中学校や幼稚園・保育園との連携をどうするか。スーパーバイザーの導入の検討などいくつかの課題がある。

明官は、「これからの養護学校の役割」として、SNEジ

ャーナルの「21世紀の特殊教育の在り方」（最終報告を読む）の特集から、「地域の特殊センターとして」「養護学校の教育活動の充実」「教員の専門性の向上」「就学指導への参加の仕方」の4点から具体的な提案をした。

小・中学校への支援については、支援に回る職員をどう確保するのか、そのために学校内に支援を可能にする体制を作る必要がある。教育活動の充実、自立活動・総合的な学習の時間・個別指導計画などの充実や夏季休業中の登校、地域における体験活動・交流活動の充実の工夫が必要である。教師の専門性は、実際にセンター的な機能を行う中で力量が高まる。個々の教師の専門性の充実を図る取り組みはすぐにも必要である。免許取得率の向上は基礎的な知識水準の確保につながる、又大学院等への派遣も積極的にいき、学校全体のレベルアップにつなげる必要があるとの内容をSNEジャーナルの報告に基づきながら示した。

議論の中では、センター化を考えると地域のとらえ方ははっきりしないとの指摘があった。各県で地域（養護学校が考えるエリア）の大きさのイメージが違うのではないかと。学校の機能を考えたときの地域の大きさは、小学校2校・中学校1校ぐらいのブロックが考えられるが、実際の養護学校のエリアは、人口20万人ぐらいを含んでいる。センター化の機能としては、適正な大きさを必要とするが、そのためには、養護学校がもう少しブロック毎に配置される必要があるだろう。また、センター化の中で養護学校ができることとできないことをはっきりさせる必要がある。何でも受け入れることはできないはずである。

その他、専門性の育成、中堅と若手の育てかた、各県での人事交流、LD・ADHDへの対応、支援のポイント、大学との連携、地域のニーズとそれに答える専門性等、いくつかの議論がなされた。今後、養護学校の再生Ⅲでさらに検討を進めたい。

今回掲載できなかった報告は、次号にて掲載いたします。ご了承ください。

<報告>

ピーター・ミットラー氏講演

インクルージョン教育への道—特別支援教育を

どう進めるか—を聴いて

猪狩恵美子（東京都光明養護学校）

去る3月24日、日本知的障害福祉連盟主催、SNE学会等の共催でピーター・ミットラー教授の講演会が開催された。マンチェスター大学で特別なニーズ教育の教授をつとめられ、国連、ユネスコなど国際的な障害者・特殊教育の分野で貢献された方である。当日は、はじめに山口薫氏よりミットラー氏の業績とイギリスの特殊教育の変遷が解説され、質疑ではイギリスのSpecial Schoolの校長であるミットラー夫人からの実践的コメントもあった。講演は、「英国や日本のように、公的に補助された特殊教育の学校が十分確立したシステムになっている国」での「インクルージョンの実践を発展させる方法」に焦点をあて具体的で、大変わかりやすいものだったといえる。それは、資料「特別なサービス（盲・聾・養護学校と特殊学級）とメインストリームサービス（通常学校）の間に橋を架ける」を準備されたミットラー氏、その翻訳をして下さった山口氏、当日通訳して下さった特殊教育総合研究所の方のご尽力によるものである。内容の詳細は、「インクルージョン教育への道」（山口薫訳、東京大学出版会、2002年3月刊行）をご覧ください。

今日のわが国における「特別支援教育」の動向は、教育への要求の高まりやインクルージョンをめぐる国際動向と、教育予算抑制・コスト論という2つの側面を持ち、今後の展開は明確ではない。しかし、不就学をなくす運動から30年、インクルージョンが具体的に語られる時代を迎えたことに歴史の歩みを実感する。

ミットラー氏はインクルージョンは「到達点というよりは旅路であり」、「はっきりしているのは通常の学校の学級こそが出発点であり、またこの旅路の終点でもある」と締めくくった。同時に「すべての人に教育を」という大きなうねりの中で、サラマンカ宣言が障害のある子どもを含めることの重要性を確認した意義は大きい。障害のある子どもが忘れられがちであり、民間の団体や親のグループが自分たちの政府に主体的に共同してはたらきかける活動の大切さをあらためて強調した。そうした点で、障害児教育に携わる者が教育や社会全体に目を向けつつ、障害のある子どもの立場から発信していく連携と共同はますます重要になってくるだろう。ミットラー氏はまた、イギリスにおいて全員就学を打ち出したサッチャーの役割を高く評価しながらも、サッチャーのまちは「学校間の協力」ではなく「競争」を打ち出したことだと指摘。わが国においても「特色ある」ということばで同

様な動きが強まっている。機械的な能力・競争・管理に対峙する、子どもの最善の利益・権利を実現する教育の理念とシステムを深めていくことが課題だと思われた。

インクルージョンへの障碍は一人ひとりの子どもによってちがう。ミットラー氏のいうように学級・学校がインクルージョンの達成に向け定期的見直しを含む「個別のインクルージョン計画」を作成することが必要になってくるだろう。ミットラー氏は、教員の研修の欠如や質の低さ、硬直した教育課程・方法、教育スタッフや教材の欠如、施設・設備、保護者の関与の少なさ、教員・学校への支援の不足などの問題を挙げ、教師の意識変革にとどまらず、具体的な必要の必要性も例示した。イギリスにおける特殊教育学校とメインストリーム校の連結、学校群など具体的な形態・方法も興味深い報告だった。従来の欠陥モデルから社会環境モデルへという転換も含み教師や「専門家」のありかた、政府からの強力な推進などをめぐって多くの議論がこれから始まるだろう。

「すべての人に教育を」の目標達成には80億米ドルが必要だと推定され、それは「世界の軍事費の4日分」「アメリカ合衆国の玩具の費用の半分」等だと紹介された。実際にはまだまだ遠い道のりであろうが、今日、急速に進む上からの「教育改革」に揺れながらも、子どもの権利や教育をめぐる議論は活発化している。子ども本人、保護者参加で子どものニーズを正面にすえた教育実践・学校運営を着実に進めるプロセスが、インクルージョンを展望する上でも重要な意味を持つのではないだろうか。SNE学会の名称検討も話題にのぼっているが、こうした時代を迎えて本学会の役割はとても大きいといえる。

<寄稿>

地域における情報交換の場づくりと養護学校の役割

— 地域連絡会の実践 —

清水 聡 (筑波大学附属桐が丘養護学校)

I はじめに

平成 13 年 1 月、文部科学省より「21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告が出された。この中では、特殊教育諸学校のセンター化構想が示されており、肢体不自由養護学校においても、「地域」をキーワードとする通常学級との連携がいよいよ大きな意味を持ってきたと考えられる。

この最終報告に先立って、平成 9 年と 10 年に、筆者は関係者の協力を得て、都内小・中学校に在籍する肢体不自由児童生徒を対象に、その学級担任と保護者に対して面談調査を行ったことがある(清水 2000)。この結果、当該児童生徒の実態や問題点など興味深い点が明らかにされた一方で、学級担任や保護者からは通常学級における医療的配慮事項や学習方法などに関する情報不足の声が多く聞かれ、地域における教育支援システムの構築が求められていることが明らかになった。

そこで、こうした声に応えるために平成 12 年 4 月より、当該児童生徒と関わるあらゆる領域の関係者が集まり、「地域」をキーワードとする情報交換の場を作ることとなった。

本発表では、「地域連絡会」設立に至る経緯と現在の活動状況を紹介し、最近明らかになってきた課題等について検討を試みたいと考えている。

II これまでの経緯

1. 調査研究の目的

都内小・中学校に在籍する肢体不自由児童生徒の実態と、学級担任および保護者のとらえ方や、通常学級や養護学校に対して求めるニーズについて明らかにすることで、養護学校が地域の小・中学校に還元していくべき具体的支援方策の手がかりを得ようと考えた。

2. 調査研究の内容

調査研究の内容を表 1 に示した <表 1・ふたつの調査研究>。

調査時期	調査研究の主な内容	調査対象
平成 9 年 6 月 27 日～ 7 月 28 日	「都内小学校に通う肢体不自由児の学級担任に対する面談調査」	当該児童を担当する 10 名の通常学級担任
平成 10 年 7 月 13 日～ 9 月 14 日	「都内小・中学校に通う肢体不自由児童生徒の学級担任および保護者に対する面談調査」	当該児童生徒 5 名をそれぞれ担当する通常学級担任 5 名と保護者 5 名の計 10 名

3. 地域連絡システム構想の背景

上記の面談調査を通して、通常学級に在籍する肢体不自由児童生徒の実態と問題点、養護学校に求めるニーズ等を整理したところ、以下のような点が浮かび上がってきた。

(1) 肢体不自由児童生徒の実態と問題点

調査対象の児童生徒の実態では、食事、排泄、衣服着脱など ADL 面で全面介助を要する重度の者が半数近くを占め、中には導尿など医療的ケアを要する者もいた点。さらに、教科学習レベルにおいても、2 学年以上の遅れがみられる者が相当数いた点が明らかにされた。

こうした実態に基づく問題点については表 2 に示したが、このことから当該児童生徒の在籍する多くの通常学級現場において、多数の健常児と向き合いながらも孤軍奮闘する通常学級教師の姿が浮かび上がってきた。

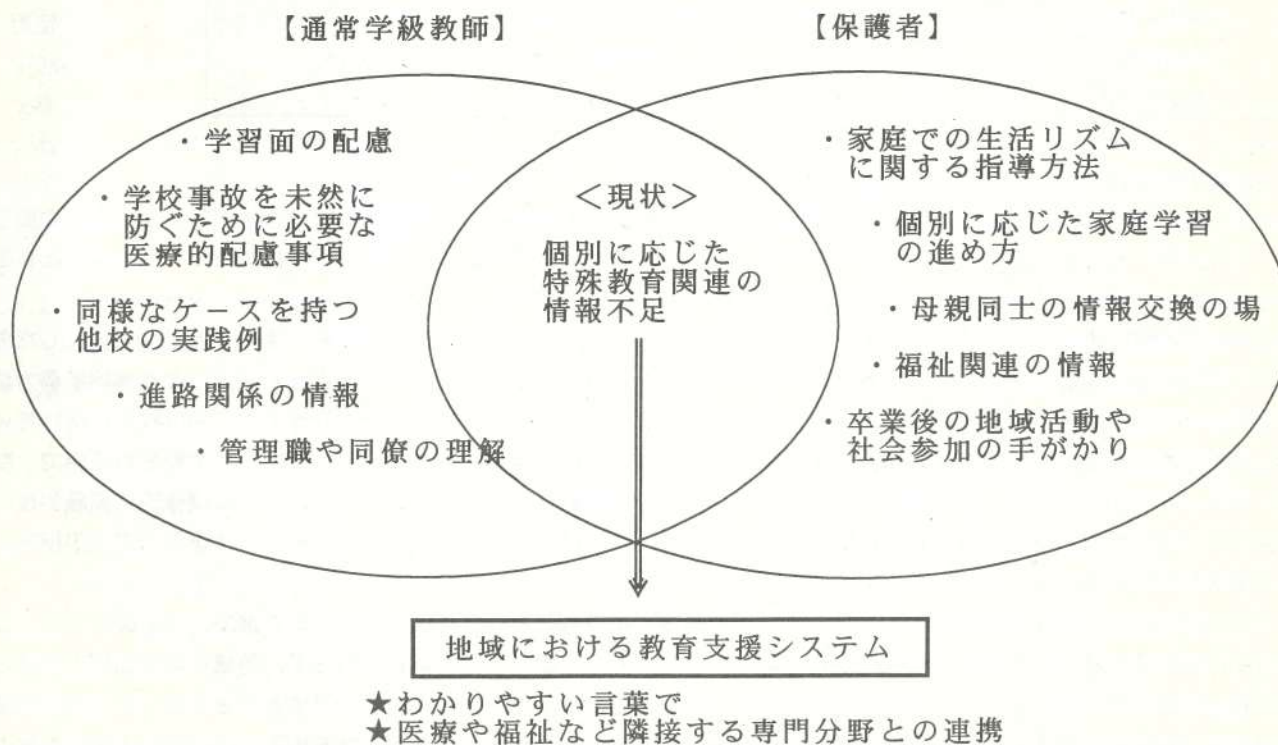
また、保護者については、教科学習への期待や行事参加への意欲を積極的に訴える一方で、介助体制や教科指導、進路指導等に不安を感じつつも通常学級への在籍で一定の満足感を得ている点も見受けられた。

<表 2・通常学級における問題点>

	項目	主な内容
1	教科指導上の問題点	①運動的技能教科(特に体育) ②手指を使う技能的教科(音楽や家庭科など) ③知的な遅れを伴う場合の基礎教科(国語や算数、数学など)
2	教科指導以外の問題点	①各種行事(日帰り行事と宿泊を伴う行事) ②特別活動(クラブや部活動の選択の幅)
3	学級経営上の問題点	①クラスメイトの受容 ②対人関係(社会経験不足による本人の幼さ)
4	介助体制に関する問題点	①教室に出入りする介助者の存在 ②施設設備面の対応 ③医療的配慮事項に関する情報不足
5	担任、保護者間の連携に関する問題点 (両者の意識の相違)	①学校事故防止を第一に考える学校側と地域の健常児童生徒と同等の体験と学習内容を望む保護者との意識の相違 ②なかなか手が回らない担任の無念さと通常学級在籍で引け目を感じる保護者との意識の相違

(2) 通常学級教師や保護者が肢体不自由養護学校に求めるニーズ

肢体不自由養護学校に求めるニーズを整理したところ、面談調査をした通常学級教師のほとんどが医療的配慮事項などの専門的知識や特殊教育関連の情報不足を感じている一方で、保護者の多くは家庭における生活リズムの指導や家庭学習、あるいは地域とのかかわりなど、卒業後における地域での生活スタイルに関連した広範囲な情報不足を感じていることが示唆された(図 1)。



<図 1・地域における教育支援システム>

このように、通常学級教師や保護者の多くが特殊教育に関する情報不足を感じている点が共通事項として浮かび上がり、地域における相談支援体制の早急な整備が強く求められている点が示唆されたのであるが、ここで、通常学級教師が肢体不自由養護学校に期待するニーズについてさらに詳しく見てみると、表3に示すように、介助面と学習面の2点について具体的なアプローチが望まれていることが示唆された。

子どもの実態では重度重複化が叫ばれて久しい肢体不自由養護学校において、健康の保持や生命維持など医療的ケアのあり方が大きく取り上げられているとはいえ、教科学習と自立活動（養護・訓練）のかかわりは大きなテーマである。ここに医療と教育の接点、連携を考えるキーワードが隠されているとみることもできるのであるが、地域の通常学級においても、障害のある子どもの重度化、多様化という点は、今後大きな課題となってくる可能性は十分考えられる。だとすれば、こうした介助面や学習面を中心とする具体的ニーズに応える術を持たない養護学校の存在意義が今後問われる可能性も否定できないだろう。今後、養護学校に求められる専門性の中身がますます問われることが考えられるのである。

＜表3・通常学級教師が肢体不自由養護学校に求める具体的なニーズ＞

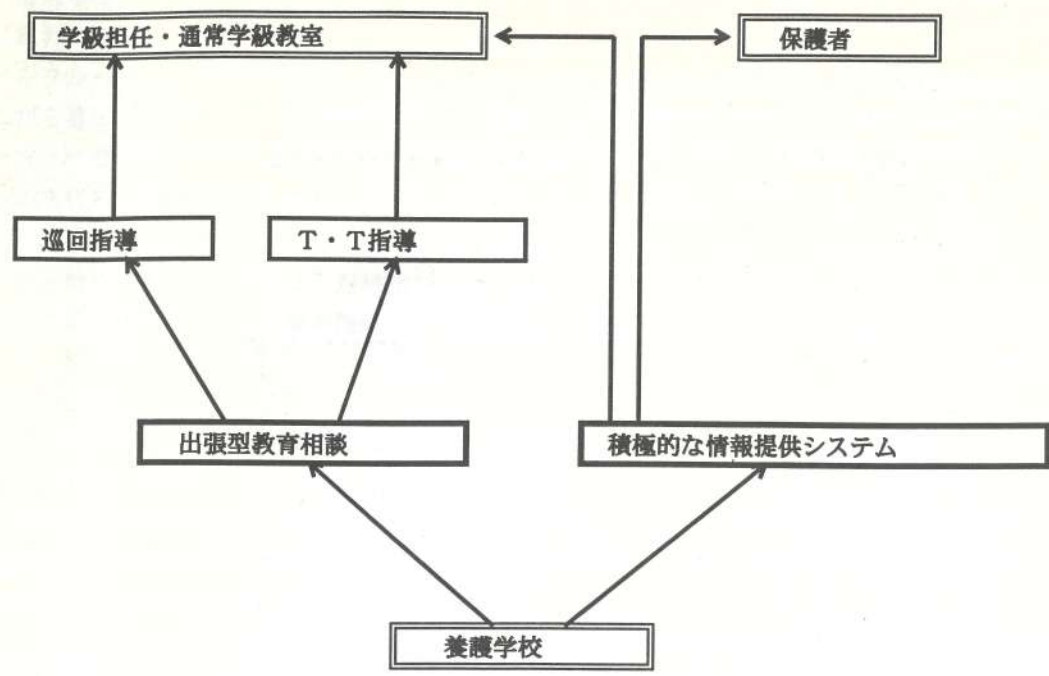
介助面の具体的なニーズ	学習面の具体的なニーズ
<u>1 教室における介護支援</u> ①保健室や校医との連携 ②行政による人的、物理的支援 (地域差のある教育行財政状況)	<u>1 個別の指導と集団の活動</u> ○きめ細かい個別学習指導と集団の持つダイナミズム
<u>2 介助技術、自立活動（養護・訓練）的ノウハウ</u> ○特に医療的ケアを要する子ども ・体温調節障害 ・嚥下障害 ・排痰困難 ・発作の頻発 ・呼吸障害 ・感染症など	<u>2 学習困難な子ども</u> ①軽度、ボーダーの子ども ・LD、ADHD、自閉症等の子どもへの支援 ②知的発達に遅れのある子ども ・概念形成への手がかり ③重度重複の子ども ・興味関心の対象が狭く、指導・支援の手がかりが得にくい状況

4. 調査研究のまとめ

これまで見てきた調査研究の結果を検討、整理したところ、通常学級担任や保護者からは「情報不足」と「連携の要望」といった点がキーワードとして浮かび上がってきたようである。この点をまとめ、今後養護学校が果たすべき役割として二つの提言を図2に示すこととした。

ひとつ目は地域の通常学級に対する出張型支援である。調査研究では小学校10名、中学校5名の学級担任と面接したのであるが、支援の必要を感じていない、と答えたのは1名だけであった。通常学級教師のほとんどが個別の具体的指導方法に関する相談や助言を養護学校に求めているのである。地域と切り離されがちな養護学校が地元の小・中学校に出向いていく形はこれまであまり見られなかった。通常学級の側も他に数多くの児童生徒の対応に追われ、職務に忙殺される中で、養護学校に出向いて相談や助言を求めることはこれまでほとんど見られなかった点である。これからは積極的に養護学校の側から出ていく形の出張型支援が望まれるのではないだろうか。さらに必要ならば、チームティーチング（T・T指導）の形で直接通常学級教室に入っていく可能性も検討すべき時期に来ていると思われる。

ふたつ目は地域における積極的な情報提供システムである。保護者の中には月に1回程度の外来で、主治医やPT、OT等医療関係者と話す時間がわずかしかなかったものも多く見られた。親の会にも属しておらず、地域行政の福祉担当者ともあまり連絡を取らずに悶々としている保護者も複数見られたのである。こうした点から、保護者の多くは生活リズムの確立や家庭学習に関する情報不足を感じており、さらに子どもと関わるあらゆる関係者からなる情報交換の場を作る必要性が強く求められているのではないかと考えたのである。



＜図2・学級担任と保護者が養護学校に求めるニーズ＞

III 提言とその後の実践

1. 出張型支援

(1) 調査研究時の状況

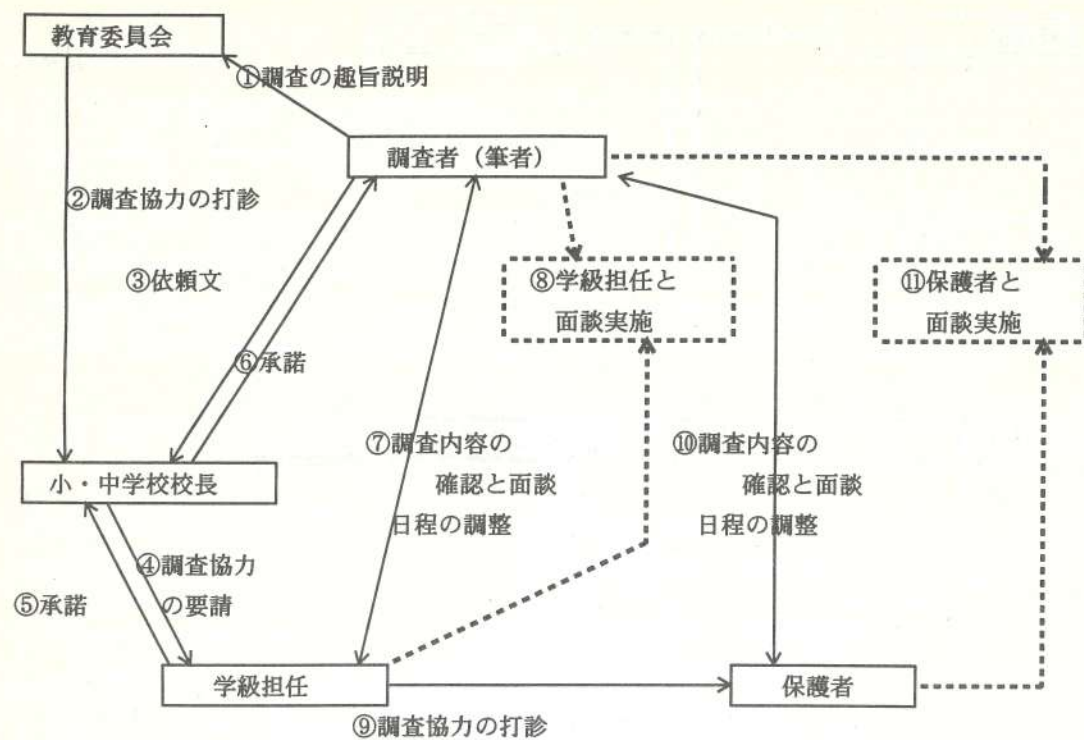
出張型支援といった構想を地域の教育委員会に提案しても、「通常学級には障害児はいないことになっているので・・・」と、消極的な対応をされることが予測される。先の調査研究では、図3に示すように、面談調査に至るまでに数多くのステップを踏まなければならなかったのである。確かに法的な根拠がなければ、行政として動きようがないのは理解できるのであるが、現に障害のある子どもが地域の小・中学校の通常学級に在籍し、しかもその実態は多様化、重度化、そして増加傾向にあるのは周知の事実である。さらに、区市町村立の小・中学校と都道府県立の養護学校、といった設置者の違いがあることや、小・中学校の管理職に特殊教育経験者がほとんどいないことなど、制度面や心理面でも多くのバリアがあることは否めない。

しかし、一部の肢体不自由養護学校においては、すでに地域の小・中学校に在籍している児童生徒に対して「通級による指導」を実施している。通級による指導は、児童生徒を特殊教育諸学校に来校させて指導を行う場合と、教師が在籍校に出向いて指導を行ういわゆる巡回指導とがある。肢体不自由児童生徒の支援においては、移動の問題等から、後者の巡回指導が望ましいと考えるが、この巡回指導を、ここではあえて「出張型支援」と称した。通級による指導は、制度的には確立しているものの、これを肢体不自由養護学校で実施するには、多くの問題点が横たわっている。先に述べた設置者の違いによる壁や、教員の加配が望めないという壁、さらには、在籍校や行政当局の理解という壁である。これらの壁は、たやすく乗り越えられるものではないが、我々の地道な努力によって、乗り越え、解決していかねばならない。

(2) その後の実践

平成13年1月に文部科学省より出された「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告では、特殊教育諸学校の地域におけるセンター的役割や就学基準の見直しなど、戦後の特殊教育行政の流れに大きな転換点が訪れていることが示唆されている。

こうした動きを日本におけるインクルージョンの導入として考えるのは時期尚早であろうが、これまで地域と切り離されがちだった養護学校の「地域」における役割がクローズアップされてきていることは間違いのないところだろう。いずれにしても、こうした行政面での動きが追い風となって、先の図3に示したような通常学級と養護学校の間の垣根の高さに変化の兆しが見られてきたことは喜ばしい点かも知れない。実際、平成13年1月の最終報告以降、教育委員会側からのアプローチも目立って増えてきており、筆者が地元の教育委員会に出入りすることも多くなってきている（表4）。近日中に、地域



＜図3・調査手続き＞

の小・中学校の特殊学級設置校長会一行が本校（肢体不自由養護学校）を見学、訪問し、具体的な連携につなげていく準備を進めているところである。

しかしながら、通常学級と養護学校との垣根が低くなったことは、果たして手放しで喜べる点だろうか。教育の場が柔軟であることは子どもにとって望ましいであろうが、通常学級の側が養護学校に対してどれほど必要性を感じているか、どのような信頼性や期待を抱いているのか、まだまだ検討すべき点は多いだろう。通常学級の要望を満たすだけの専門性が果たして私たち養護学校の側にあるのかどうか、仮にその専門性があるとすれば、果たしてそれをわかりやすく伝える術を持ち合わせているのかどうか、自問すべきではないだろうか。

＜表4・地域の教育委員会との連絡＞

時期	主な内容
H13.8月	教育長と懇談
9月	指導課と懇談
10月	中学校心身障害学級連絡協議会に参加（本校の紹介、教育相談や高等部入試の案内、地域連携の投げかけ）
11月	心身障害教育研修会に講師として依頼を受ける（21世紀の在り方～最終報告について）
H14.1月	特殊学級設置校長会に参加（地域連携の呼びかけ）
4月	双方の学校長が相互訪問（予定）

2. 積極的な情報提供システム（情報交換の場づくりとしての地域連絡会）

（1）今、なぜ「地域」なのか

平成11年、特殊教育学会の障害児教育システム研究委員会より最終報告が出され、「特別教育システムの研究と構想」としてまとめられたが、この中で示された「地域特別教育圏」という構想によれば、特別教育とは「統合性ととも、可能な限り地域の学校で教育ができる地域性を重視した教育」であり、「地域特別教育圏において、特別学校はノンカテゴリーな障害を対象とし、センター的機能を果たす。」として養護学校の将来像が述べられている。

平成13年1月、文部科学省に設置された「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告において

も、養護学校のセンター化構想が述べられており、21世紀に向けて「地域」はいよいよ重要なキーワードとなっているように思われる。

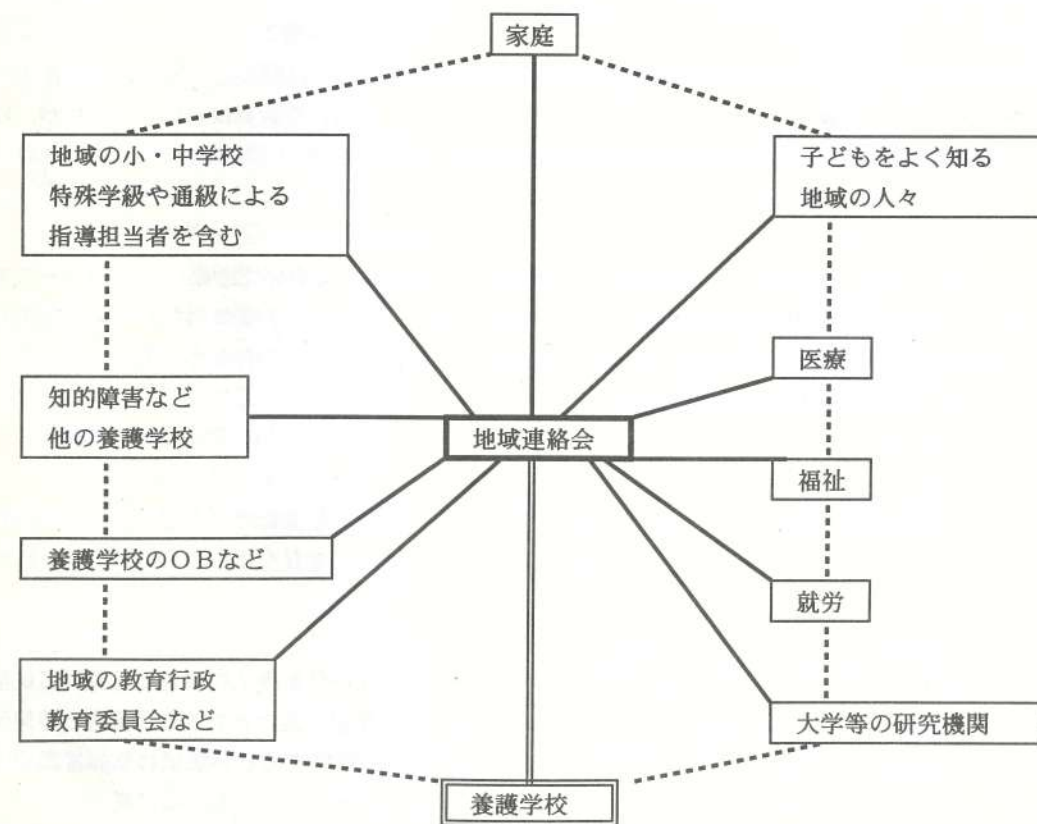
インクルージョンの最終目標がコミュニティインクルージョンにあること、障害のある人も地域の中で必要な支援を受けながら暮らしていくこと、の意義について、富安（1995）は述べているが、「地域」とどのように向き合うかは、世界的なノーマライゼーションの思潮の中であって、わが国における「特別なニーズ教育」のあり方、あるいは日本型インクルージョンのあり方を探る上で重大なキーワードとなってくるように思えてならない。

（2）地域連絡システムの構想

将来、肢体不自由養護学校などの特殊教育諸学校が統廃合されたり、地域の通常学級においてあらゆる教育的ニーズのある子どもの教育が行われる可能性もあるのであるが、分離教育を主流とする現段階においては、特殊教育に関する指導方法のノウハウや教材教具の提供など、養護学校を地域の社会資源としていかに有効利用していけるのか探ることは大きな意義がある、と思われる。

しかしながら、地域の通常学級と養護学校との連携について考えてみると、設置主体者の違いや養護学校に対する通常学級教師の認識の問題など、制度的、心理的バリアも数多くあるのが現状である。上述の調査研究においても、これらのバリアによって面談調査の実施に手間取ったケースもあったのであるが、障害のある子どもを担当する教師や保護者の多くが、養護学校に求める具体的な要望の一つとして、教科学習やプール指導、姿勢保持などに関するノウハウ、あるいは医療的配慮事項など、情報提供の場を求めていることが明らかにされた。

そこで、当該児童生徒の指導方法などに関する情報の提供や交換の場を設けることで、養護学校という存在を知らしめ、地域のリソースとしてどのような利用価値があるかを検討しながら、養護学校が地域に還元していく手がかりを得ようと考えたのである。以上のような背景を元に、図4に示す「地域連絡会」の創設を試みることにした。



＜図4・地域連絡会・構成図＞

（3）「地域連絡会」設立に向けて

図4のような構想を元に、平成11年度を「地域連絡会」設立に向けた準備期間として位置づけ、数回の設立準備会を開催した後、平成12年度より正式に発足させた。設立に至る大まかな経緯は、表5に示した。

＜表5・地域連絡会設立までの経緯＞

時期	会合の名称	会合の内容
平成9年 12月	第1回公開勉強会	「LDを中心とした学習につまづき、遅れのある子どもの教科指導」(筑波大・熊谷恵子先生)平成9年度に行った面談調査で知り合った通常学級教師に呼びかけたところ、地域の特殊学級の先生の参加も見られた。
平成10年 2月	研究グループ研修会	「インクルージョン・最近の動向」(筑波大・篠原吉徳先生)桐が丘教科研のメンバーを対象に行った。
平成10年 6月	第2回公開勉強会	「個別教育計画の実践」(東学大附属養護・安永宏司先生)桐が丘教科研のメンバー以外からも参加があった。
平成11年 6月	第3回公開勉強会 第1回設立準備会	「特殊学級の実践」(世田谷区立烏山小・高橋浩平先生)保護者にも呼びかけ、多数の参加者を得た。
平成11年 12月	第2回設立準備会 (研究協議会分科会)	本校研究協議会の分科会において、地域連絡会の運営方法について参加者と協議した。
平成12年 3月	第3回設立準備会	事務局を設置し、第1回定例会の案内状を発送した。

(4)「地域連絡会」の活動状況

平成12年4月に行われた第1回定例会において、以下の点が確認され、実質スタートとなった。当面の活動内容は、学期に1回のペースで定例会を持ち、奇数月に会報を発行することとした。

①事務局の設置と会報の発行

「地域連絡会」の代表者を篠原吉徳教授とし、事務局を筑波大学附属桐が丘養護学校内に設置した。桐が丘の教官を中心とする事務局は、会報の発行や定例会の企画運営を行うこととした。会報は、平成12年度は奇数月に発行していたが、校務多忙のため、平成13年度より学期に1回のペースで発行することにした。平成14年3月現在、第9号まで、発行されている。

②定例会の開催

定例会については、参加者の交通の便などを考慮し、筑波大学学校教育部(東京地区)において学期に1回のペースで開催している。特に、障害のある子どもを持つ保護者が多く参加している実情を考え、土曜日の2時頃から5時頃までの間に開催し、終了後は毎回近くの喫茶店で懇親会を持っている。内容は、あらかじめ話題提供者を1名決め、様々な立場から質疑応答や協議を行う形を基本とした(司会と記録は事務局が担当)。

定例会の主な内容は以下の通りである。

・第1回定例会(平成12年4月15日)

「障害児と学校―障害を持つ子どもの親の立場で見えてきたこと―」というテーマで、杉並わたぼうしの会代表池辺典子さんより話題提供があった。参加者は20名を越え、終了後も近くの喫茶店に集まり、意見交換や情報交換を活発に行った。

・第2回定例会(平成12年9月2日)

「子どもたちはどんな思いで毎日を過ごしているだろうか」というテーマで、元都立小平養護学校校長、元板橋区就学相談員の佐藤邦男先生より話題提供があった。参加者は14名だったが、地域の通常学級に通わせている保護者と養護学校の小、中、高に通った娘を持つ保護者が討論を展開し、それぞれ教育の場の異なる保護者の思いが伝わる非常に興味深い会となった。

・第3回定例会(平成13年2月3日)

「21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議の最終答申について」と題し、文部省教科調査官の経験を持つ横浜国立大学の山本昌邦先生より話題提供をいただいた。7名の保護者を含む17名の参加があり、若干教員向けの話題とはいえ、行政の考え方など、保護者にもわかりやすい非常に興味深い話をしていただいた。

・第4回定例会(平成13年6月16日)

特にテーマは設けず、情報交換と自由討論の形で13名の参加者で行われた。この会では初めて、障害のある養護学校出身と通常学級出身の社会人2名が参加し、通常学級に通わせている保護者の悩みや思いについてコメントをする場面が見られ、参加者の幅の広がり为本会の活動の広がりを示唆しているように感じられた。

・第5回定例会(平成14年2月16日)

2学期の開催は都合により3学期に延期となった。日程が直前で決まり、周知期間が短かったために、8名の参加者で行われた。平成14年度から始まる週五日制をどう考えていくか、というテーマで、桐が丘養護学校で障害児のボイスカウト活動を行っている初谷和行先生より活動紹介をしていただき、地域の資源をどう活用するかディスカッションを行った。このテーマは今後も継続検討することとし、さらに「地域生活支援」のためのガイドブックのようなものを作成していくことを次年度の目標とすることが確認された。

IV今後の課題

これまでの「地域連絡会」の具体的な活動としては、5回の定例会と第9号までの会報発行であるため、まだまだ緒に付いたばかりであるが、定例会でかわされた発言内容や会報に寄せられた原稿を見てみると、いくつかのキーワードが見え隠れしているようである。

以下に示すキーワードを主な検討事項として取り上げ、今後の課題として取り組みたいと考える。

1. キーワード

①「地域」の定義

- ・生活の範囲と社会活動をどう考えるか

②教育の場の選定

- ・養護学校と通常学級のメリットとデメリットを整理すること
- ・教育委員会など教育行政との連携

③卒業後の生活

- ・進路選択に関する情報
- ・福祉分野との連携
- ・余暇生活の充実
- ・生涯学習や趣味について

④学習活動

- ・多様な実態と個別に応じた家庭学習
- ・教材教具等の案内

⑤身体面の問題

- ・医療的ケアと介助の問題
- ・医療分野との連携

⑥多職種専門家間の連携

- ・情報公開と個人情報の取り扱いの問題
- ・それぞれの専門性をどう考えるか
- ・用語の問題

⑦その他

- ・障害カテゴリーをどう考えるか

2. 今後の展望

「地域連絡会」を構成する大半が保護者であることを考えると、よりわかりやすい言葉で現実的な問題や素朴な疑問に伝えていく必要があると思われる。また、メンバーが居住する地域を取り上げて、生活支援ガイドのような冊子作りに取り組みたい、との声も挙がってきている。

上述の課題に加えて資金的な問題もあるのであるが、試行と実践を積み重ねながら着実に取り組んでいきたいと考えている。

<参考文献等>

- ・日本特殊教育学会障害児教育システム研究委員会(2000) 特別教育システムの研究と構想、田研出版
- ・清水聡、香川邦生(2000)地域の学校に在籍する障害のある児童生徒の実態と支援、連携のあり方 リハビリテーション連携科学 Vol.1 No.1 p174 - 190